平成２６年（フ）第８９８号
神戸市長田区野田町７丁目１番20号　野田マンション201号、従前の住所兵庫県芦屋市若葉町５番１－2343号
債務者　加島　安雄
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２４号
神戸市長田区四番町３丁目１番地の１　市住35－301号
債務者　角田　博子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３４号
神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番27－606号、従前の住所神戸市中央区生田町１丁目１番32－604号
債務者　横山　　悟
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
神戸市垂水区星が丘１丁目１番63号、従前の住所神戸市長田区四番町４丁目公有地　市住20－1402号
債務者　冬月理恵子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５４号
愛媛県松山市居相４丁目22番32号
債務者　大久保忠郎
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
福岡県田川郡川崎町大字田原243番地の４県営田原住宅６棟103号
債務者　阪本亜由美
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第５号
宮崎県都城市金田町64番地１
債務者　尻枝　和男
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１３５号
福島県郡山市鶴見坦３丁目５番22号　グリーンヒルズ302号、前住所福島市岡部字大下82番地の３　カーサ岡部201号
債務者　堀　恵久美
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
福島県郡山市日和田町字北ノ入58番地　北ノ入アパート203号
債務者　伊藤　榮二
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
福島県郡山市日和田町字北ノ入58番地　北ノ入アパート203号
債務者　伊藤千枝子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
福井県鯖江市杉本町第１号72番地２
債務者　山中　貴也
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１２号
福井市御幸３丁目１番11号
債務者　池田　香織（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
福井市灯明寺４－2112　レオパレス108号室、住民票上の住所福井市中町第７号11番地
債務者　井上　正勝
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
福井市灯明寺４－2112　レオパレス108号室、住民票上の住所福井市中町第７号11番地
債務者　井上奈美ことＫＩＭ　ＮＡＭＩこと金　　奈美
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
福井市高木１丁目705番地　ラフォーレ明道105
債務者　浅川　暁美
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
長野県塩尻市大字宗賀1642番地２　小井戸団地Ｈ－３
債務者　小林　嘉一
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所松本支部